

令和7年3月3日
海事局安全政策課

国際海事機関(IMO)第11回船舶設備小委員会(SSE 11)の開催結果概要

～我が国議長のもと防火・救命設備に関する安全対策が推進されました～

令和7年2月24日から28日にかけて、国際海事機関(IMO)において、我が国を議長とする第11回船舶設備小委員会(SSE 11)が開催されました。今次会合では、将来のSOLAS条約改正に合わせて船舶に積載される電気自動車等の防火対策の導入を目指すためのアクションプランが作成された他、救命設備に関する安全対策について審議が行われました。

今次会合では、前回会合で議長に初選出された我が国の江黒 広訓氏(一般財団法人日本船舶技術研究協会)のもと、以下に示すような多数の安全に関する重要議題の審議が実施されました。なお、江黒氏は、今次会合の審議を公平かつ効率的に進めた手腕等が評価され、満場一致で来年のSSE小委員会の議長に再選されました。



SSE 11 の審議の様子



江黒議長

1. 電気自動車等を積載する船舶の防火対策

昨今のリチウムイオン電池搭載自動車や燃料電池自動車を大量に輸送する船舶の需要があること、リチウムイオン電池の火災には熱暴走や再発火といった特徴があること等を踏まえ、これらの新しい動力を用いる自動車を積載する船舶の防火要件の検討が前回会合から行われています。

今次会合では、2032年のSOLAS条約改正に合わせて船舶に積載される電気自動車等の防火対策の導入を目指す効率的な作業のためのアクションプランが作成されました。

2. 救命設備に関する安全対策

救命艇の換気性能を向上するための基準を見直すことが合意された他、救命いかだの復原性の要件、救命艇等の保守・検査・作動試験等に関する要件が審議されました。

上記事項の詳細は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

海事局安全政策課 丸山、西大路

TEL : 03-5253-8111 (内線 43-562、43-569) 、03-5253-8631 (直通)



国際海事機関（IMO）第11回船舶設備小委員会（SSE 11）の 主な結果概要

1. 電気自動車等を積載する船舶の防火対策

（1）背景

2022年4月に開催された第105回海上安全委員会（MSC 105）において、昨今のリチウムイオン電池搭載自動車や燃料電池自動車を大量に輸送する船舶の需要があること、リチウムイオン電池の火災には熱暴走や再発火といった特徴があること等を踏まえ、これらの新しい動力を用いる自動車を積載する船舶の防火要件を検討する必要性が合意されました。

（2）今次会合での審議結果

今次会合では、前回会合で合意された作業ロードマップを基に、より体系的なアプローチをするためのアクションプランを作成しました。このアクションプランは、2032年の海上人命安全条約（SOLAS条約）改正に合わせて船舶に積載される電気自動車等の防火対策の導入を目指す効率的な作業のためのもので、主な内容は以下の通りです。

1. 電気自動車等の火災に関する科学論文、事故報告書等の分析を通じた知見と教訓の収集
2. 従来のガソリン車と比較した電気自動車等の船舶環境における火災リスクの特定と、安全性を高めるための指針の検討
3. 関係業界と協力した目標志向型の防火戦略と性能ベースの防火基準の検討
4. 現行規則のギャップ分析と改善すべき点の提案や暫定勧告の策定
5. SOLAS条約における関連規則の見直しと新しい防火対策技術の取入れ準備

このアクションプランは、次回会合に向けて設置された会期間通信作業部会（CG）※¹にて更にブラッシュアップされる予定です。また、CGでは、今次会合で十分な議論の時間が取れなかった車両積載区域又はRORO区域を有する貨物船の防火対策案の1つであるビデオモニタリングシステムの導入等に関しても議論される予定です。

※1 メールベースで審議を行う作業部会

2. 救命艇等の換気基準を定めるためのLSAコード及び試験勧告の改正

（1）背景

船舶事故時の退船に使用された救命艇において、息苦しさにより乗組員の体調が悪化した事例を踏まえ、2016年のMSC 97におけるバハマ及び我が国の提案に基づき、全閉囲型救命艇、部分閉囲型救命艇及び救命いかだの換気要件を定めるための国際救命設備コード（LSAコード）及び救命設備の試験に関する改正勧告（決議 MSC. 81 (70)）の改正に関する検討が行われてきました。

今次会合では、前回会合に引き続き部分閉囲型救命艇及び救命いかだの換気要件の必要性について審議が行われました。

（２）今次会合での審議結果

審議の結果、救命いかだの換気要件については、必要性は認められずコード等は改正しないこととなりました。部分閉囲型救命艇については、必要性が認められ換気要件を策定することが合意されました。これを踏まえ、次回会合に向けてCGを設置し、LSAコード及び救命設備の試験に関する改正勧告（決議MSC. 81(70)）の改正案の詳細について引き続き審議することとなりました。

3. 自己復原式又は両面式救命いかだの搭載範囲拡大

（１）背景

現在、RORO旅客船には、自己復原式救命いかだ又は両面式救命いかだの搭載が義務づけられています。過去に他国で起きた救命いかだが反転し、その救命いかだに乗り込めなかった事故があったことを受け、前回会合より、これらのいかだの搭載義務化範囲を拡大するためのSOLAS条約附属書及びLSAコード改正の検討が開始されました。

（２）今次会合での審議結果

今次会合では搭載を義務化する船舶の範囲について審議し、以下のとおり拡大することが合意されました。

- ・ 全ての新造の外航旅客船及び外航貨物船に搭載義務化を拡大
- ・ 定員12名以下の小型の救命いかだは除外
- ・ 旅客船は改正条約発効の3年後から、貨物船は5年後から適用

この合意を踏まえ、来年2月に予定されている次回会合（SSE 12）における最終化を見据えてCGを設置し、SOLAS条約附属書及びLSAコード改正案を検討することとなりました。

4. 救命艇等の保守・詳細検査・作動試験等に関する要件（決議MSC. 402(96)）の改正

（１）背景

2016年に採択された決議MSC. 402(96)は、救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、解放検査及び修理を実施するための整備要件や、主管庁による整備事業者の認可要件等を定めています。

昨年3月のSSE 10後に設置されたCGにおいて、決議MSC. 402(96)で用いられている「make and type」^{※2}の定義、及び、同決議の適切な履行にあたり課題として考えられる事項について検討されてきたところ、今次会合では、引き続き、同内容を審議することとされていました。

※2 決議MSC. 402(96)では「make and type」の明確な定義がないため、製品の「製造者と型番」や「製造者と共通の特徴をもつ機器」などの様々な解釈が存在している。

（２）今次会合での審議結果

審議の結果、「make and type」の定義については、新たにmodelとseriesの用語を決議MSC. 402(96)に加えることとし「make, type, model, series」の定義をそれぞれ「原製造事業者、機能又は設計で同じ特徴を持つ機器分類、特定のmake及びtypeの詳細なバージョン、同じ製造事業者のmodelの詳細な範囲」とすることで原則、合意しました。また、MSC. 402(96)の適切な履行にあたり課題として考えられる事項のうち、救命艇等の各機器を製造する事業者が自社機器等を整備するために整備事業者として認可される必要があるかについては、関心国に対し、次回会合に関連文書を提出することが招請されました。

以上